

第 22 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 18 年 4 月 18 日(火)

14：00～16：30

場所：経済産業省別館 1028 号会議室

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況について

(1) 最近のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 7 回乳・乳製品部会
- ・ 第 38 回残留農薬部会

(2) 今後のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 38 回食品添加物・汚染物質部会
- ・ 第 34 回食品表示部会
- ・ 第 16 回食品残留動物用医薬品部会
- ・ 第 27 回分析・サンプリング法部会

2. その他

第 22 回コーデックス連絡協議会資料一覧

資料 No.	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 7 回乳・乳製品部会 (CCMMP) 議題 [仮訳]
4-(2)	第 7 回乳・乳製品部会 (CCMMP) 概要
5-(1)	第 38 回残留農薬部会 (CCPR) 議題 [仮訳]
5-(2)	第 38 回残留農薬部会 (CCPR) 概要
6-(1)	第 38 回食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) 仮議題 [仮訳]
6-(2)	第 38 回食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) 主要検討課題 (添加物)
6-(3)	第 38 回食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) 主要検討課題 (汚染物質)
7-(1)	第 34 回食品表示部会 (CCFL) 仮議題 [仮訳]
7-(2)	第 34 回食品表示部会 (CCFL) 主要検討課題
8-(1)	第 16 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 仮議題 [仮訳]
8-(2)	第 16 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 主要検討課題
9-(1)	第 27 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 仮議題 [仮訳]
9-(2)	第 27 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 主要検討課題

コーデックス連絡協議会 委員名簿

(敬称略 50音順)

いしい ひろゆき 石井 胖行	味の素(株) 品質保証部 顧問
おざわ りえこ 小沢 理恵子	日本生活協同組合連合会 暮らしと商品研究室長
かすみ たかふみ 春見 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま ひろし 門間 裕	(財) 食品産業センター 企画調査部長
かんだ としこ 神田 敏子	全国消費者団体連絡会 事務局長
たまき たけし 玉木 武	(社) 日本食品衛生協会 理事長
とよだ まさたけ 豊田 正武	実践女子大学生生活科学部 教授
はすお たかこ 蓮尾 隆子	家庭栄養研究会 副会長
はら こうぞう 原 耕造	全国農業協同組合連合会 総合企画部 SR 事務局長
ひらかわ ただし 平川 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその あきよし 細野 明義	(財) 日本乳業技術協会 常務理事
まつたに みつこ 松谷 満子	(財) 日本食生活協会 会長
やまうら やすあき 山浦 康明	日本消費者連盟 副代表運営委員
わだ まさえ 和田 正江	主婦連合会 参与

第 22 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 18 年 4 月 18 日 (火) 14:00 ~ 16:30

経済産業省別館 1028 号会議室

事務局等

事務局等

梅田 食品国際室長 ○
山田 消費・安全 政策課長 (司会) ○
説明者 ○

和田 委員 ○
山浦 委員 ○
松谷 委員 ○
細野 委員 ○

石井 委員 ○
小沢 委員 ○
春見 委員 ○
門間 委員 ○

○ 平川 委員
○ 原 委員
○ 蓮尾 委員
○ 豊田 委員
○ 玉木 委員
○ 神田 委員

事務局等

入口

傍聴 (60名)

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 7 回乳・乳製品部会

日時 : 2006 年 3 月 27 日 (月) ~ 4 月 1 日 (土)

場所 : クイーンズタウン (ニュージーランド)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	コーデックス規格案及び関連文書案 (ステップ 7)
(a)	チーズ一般規格セクション 2 「製品の定義」に関する改正案
(b)	無糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案
(c)	脱脂粉乳と植物性脂肪粉末の混合品規格案
(d)	加糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案
(e)	チェダーチーズ (C-1) 規格改訂案
(f)	ダンボーチーズ (C-3) 規格改訂案
(g)	乳清チーズ規格改訂案
4.	コーデックス規格原案及び関連文書原案 (ステップ 4)
(a)	エダムチーズ (C-4) 規格改訂原案
(b)	ゴードチーズ (C-5) 規格改訂原案
(c)	ハヴァーティチーズ (C-6) 規格改訂原案
(d)	サムソーチーズ (C-7) 規格改訂原案
(e)	エメンタルチーズ (C-9) 規格改訂原案
(f)	ティルジターチーズ (C-11) 規格改訂原案
(g)	サンポーランチーズ (C-13) 規格改訂原案
(h)	プロボローネチーズ (C-15) 規格改訂原案
(i)	カッタージチーズ (C-16) 規格改訂原案
(j)	クロミエチーズ (C-18) 規格改訂原案

(k)	クリームチーズ (C-31) 規格改訂原案
(l)	カマンベールチーズ (C-33) 規格改訂原案
(m)	ブリーチーズ (C-34) 規格改訂原案
(n)	モッツァレラチーズ規格改訂原案
(o)	発酵乳飲料条項のテンプレート原案 発酵乳飲料についての新規作業策定に関する討議資料
(p)	デイリースプレッド規格原案
(q)	プロセスチーズ規格原案
(r)	乳・乳製品モデル輸出証明書原案
5.	発酵乳製品規格のための食品添加物リスト
6.	規格化されていない乳製品の名称に関する討議資料
7.	クリーム・調製クリーム規格の添加物リスト改正に関する討議資料
8.	その他の事項及び今後の作業
(a)	乳・乳製品分析及びサンプリング法 (IDF/ISO/AOAC 作業部会報告)
9.	次回の開催日時及び開催地
10.	報告書の採択

第 7 回乳・乳製品部会 (CCMMP) 概要

1. 開催日及び開催場所

平成 18 年 3 月 27 日 (月) ～ 4 月 1 日 (土)
クイーンズタウン (ニュージーランド)

2. 参加国及び国際機関

40 加盟国、EC、4 国際機関 (参加者総数 127 名)

3. 我が国からの参加者

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課	課長補佐	林	政彦
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課	課長補佐	宮廻	昌弘
厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課	係員	内海	宏之
厚生労働省医薬食品局食品全部企画情報課	係員	牛嶋	こずえ
国際酪農連盟日本国内委員会		戸塚新一、菅沼修	
日本食品衛生協会		石田洋一、井出総一郎、久間嘉晴	

4. 議論の概要

主要議題は以下の通り。

議題 3. コーデックス規格案及び関連文書案 (ステップ 7)

a) チーズ一般規格セクション 2 「製品の定義」に関する修正案

本修正案は、前回の部会において、チーズの定義について、チーズは「乳タンパク質の凝固により製造される」ことに関し、その凝固を担保するための一つの基準として製品中の最低タンパク質含量の設定について議論されたが、意見が集約されず、今次部会で再度議論することとされたものである。

今次部会においては、数値は示さず、「チーズのタンパク質含有率は原料のタンパク質含有率より明確に高い。」という案が示されていたが、数値設定をすることについては、①他のチーズ規格では明確に規定されていない、②大変低いタンパクレベルでもチーズ製造が可能であることから数値を設定することは現在貿易が行われている数種のチーズを排除することになる、という意見等を踏まえ、本修正案は原案のまま合意され、ステップ 8 での採択のために第 29 回総会に提出することとされた。

我が国は修正案の定義においてチーズ製造にタンパク質の凝固が必要であるということが担保されるよう対処する方針で臨み、結果として我が国の意向

は反映されることとなった。

議題4 コーデックス規格原案及び関連文書（ステップ4）

o) 発酵乳飲料条項のテンプレート原案

本原案は、前回部会において新規作業としていかに進めるべきか、すなわち新規規格とするか、あるいは既存の発酵乳規格（CODEX STAN 243-2003）の改正とするかが議論されたことを受け、作業部会での検討を経て今次部会に提出されたものである。

まず、作業部会の中心であるインドネシアから、発酵乳規格の中に新たなサブカテゴリーを設けて発酵乳飲料を組み入れるべきである旨の提案がなされ、我が国をはじめ多数の加盟国政府等がこれを支持した。これに対して、発酵乳飲料の性質を考慮すると、発酵乳規格に組み入れることは消費者の混乱を招き得ること、発酵乳規格における合意事項に大きな修正を生じ得ることを理由に、ドイツ、スイス及びアルゼンチンが反対の意向を示した。

結論として、作業部会の提案を大多数の加盟国政府等が支持していることを踏まえ、発酵乳飲料の条項を発酵乳規格のサブカテゴリーに含めることで合意され、再びインドネシアを中心とする電子作業部会においてステップ2として規格原案が作成されることとなった。当該作業部会には我が国も参加することとしており、次回部会までに検討されることとなっている。

なお、原案作成に当たっては、以下の点について合意がなされた。

- ・本作業は、発酵乳規格に組み入れるための発酵乳飲料規格の作成に限ることとし、既存の発酵乳規格のあらゆる条項に係る議論は行わないこと
- ・表題を「複合発酵乳飲料に係る発酵乳規格修正原案」とすること
- ・既存の発酵乳規格でカバーされない飲用発酵乳の市場流通実態について国際酪農連盟（IDF）が調査を行い、その調査結果を考慮に入れること

また、部会は本作業を2010年（第9回CCMMP）までに完了するよう指示した。

q) プロセスチーズ規格原案

前回の部会では、IDFが作成した原案を基に議論された結果、製品説明やプロセスチーズ製造に使用される原料について更に議論が必要との観点から、本規格原案をステップ2へ差し戻し、起草グループを設置し、規格原案を検討することが合意された。

今次部会においては、IDFを中心する起草グループが作成した修正原案を基に議論されたが、意見は集約されずステップ2に差し戻され、ニュージーランドを中心とする再起草グループで検討し、次回部会において再度審議すること

とされた。

再起草される案は、今次部会における各国意見等も踏まえ、再起草グループ会合（2007年3月、ブラッセル（予定））を経て作成され、ステップ3として各国意見が求められた後、次回部会で議論される。また、部会は本作業を2010年（第9回CCMMP）までに完了するよう指示した。

今次会合において我が国は、消費者に誤解を与えないという基本的な立場から、製品の中で原料としてチーズの占める割合が製品及び乾燥重量中最大となるようにすべきであるという本規格案の文言が担保されるよう一部修正コメントを事前に提出し、会議においてもその旨主張したところ、米国、タイ、インド、マレーシア、フィリピンの支持を得た。一方、我が国の主張に対してフランスが規格原案で十分として反対意見を唱え、EC、スウェーデン、ニュージーランド、豪州、カナダがこれを支持した。結果、意見は集約されず、議長の判断により、今後更なる議論が必要として、双方の意見を踏まえた折衷案を括弧書きで仮置きすることとされた。

議題5 発酵乳製品規格のための食品添加物リスト

本件は、前回部会で議論がなされ、内容精査の必要性からステップ3として各国意見が求められていたものである。

今次部会では、部会開催期間中に設置された米国を中心とする作業部会において検討されたプレーン発酵乳（加熱及び非加熱）に係る添加物条項について報告され、これを発酵乳規格に含めること及び食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）の承認を求めることが合意された。

一方、我が国が添加物の採用及び機能分類の追加について要望コメントを提出していたフレーバー発酵乳に係る添加物条項については、今次作業部会では検討がなされず、米国が添加物リストを改訂し、次回部会までに各国コメントを求め検討することで合意された。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 38 回残留農薬部会

日時 : 2006 年 4 月 3 日 (月) ~4 月 8 日 (土)

場所 : フォルタレザ (ブラジル)

議題

1.	議題の採択
2.	報告者の選任
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4.	2005 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会合 (JMPR) からの一般審議事項の報告
5.	経口摂取量に係わる GEMS/Food の進捗報告
6.	コーデックスのステップ手続きにおける JMPR 勧告の取扱い規準
7.	食品及び飼料における農薬最大残留基準値(MRL)案及び原案 (ステップ 7 及び 4) [ステップ 7 の乾燥チリペッパー MRL も含む]
8.	本部会に適用されるリスク分析の原則案 (ステップ 7)
9.	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4)
10.	残留農薬分析法に係わる検討事項 (特別作業部会にて検討)
(a)	結果の不確かさの推定に関するガイドライン案 (ステップ 7)
(b)	ジチオカルバメートの定量法を含む残留農薬分析法リストの改訂原案 (ステップ 4)
11.	加工及び調理済み食品の MRL の設定
12.	より安全な代替農薬の各国基準を暫定コーデックス MRL として検討するためのパイロットプロジェクトの評価
13.	コーデックス MRL の策定手続きの改定原案 (暫定 MRL 設定に関して)
14.	農薬に関するコーデックス優先リストの設定
15.	その他の事項及び今後の作業
16.	次回会合の日程及び開催地
17.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2006 年 4 月 1 日 (土) に「農薬のコーデックス優先リストの設定に関する特別作業部会」が、また会合期間中の 4 月 4 日 (火) に「分析法に関する特別作業部会」が開催された。

第 38 回コーデックス残留農薬部会 (CCPR) 概要

1. 開催日及び開催場所

2006 年 4 月 3 日 (月) ~ 4 月 8 日 (土)
 フォルタレーザ (ブラジル)

2. 参加国及び国際機関

44 加盟国、1 加盟機関、11 国際機関等が参加

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 課長	山田友紀子
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	河村 成彦
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 主査	駄場 正樹
内閣府食品安全委員会事務局評価課 残留農薬係長	猪熊 泰子

4. 議論の概要

主要議題は以下の通り。

議題 2. 報告者の選任

本部会の報告者として、ニュージーランドの David Lunn 氏及び我が国の山田友紀子氏が選任された。

議題 6. コーデックスのステップ手続きにおける JMPR 勧告の取扱い規準

米国を中心とした作業部会 (日本、EC、カナダ、豪州、NZ 及び CropLife International が参加) が作成した討議資料に基づき審議が行われた結果、本討議資料に記載された手続きの勧告の部分について、修正が加えられた。

また、JMPR が提案する MRL 案に対して各国のコメントを求める際に添付する文書について、「反対のための文書」から「懸念の表明の文書」と表題を修正し、今後、MRL 案に対しコメントがある場合は、この様式により提出することで合意された。

議題 7. 食品および飼料の残留農薬基準値 (MRLs) 案の検討

今回の部会では、下記の個別農薬に係る基準の検討が行われた。

Captan(007), Carbaryl(008), Dimethoate(027), Ethoxyquin(035),
 Fenitrothion(037), Fentin(040), Folpet(041), Malathion(049),
 Methidathion(051), Paraquat(057), Parathion-Methyl(059), Pyrethrins(063),
 Thiabendazole(065), Carbendazim(072), Disulfoton(074), Fenamiphos(085),

Chlorpyrifos-Methyl(090), Methomyl(094), Acephate(095), Carbofuran(096), Methamidophos(100), Phosmet(103), Dithiocarbamates(105), Imazalil(110), Phorate(112), Aldicarb(117), Oxamyl(126), Azocyclotin(129), Methiocarb(132), Deltamethrin(135), Prochloraz(142), Carbosulfan(145), Methoprene(147), Propamocarb(148), Ethoprophos(149), Benalaxyl(155), Gryphosate(158), Oxydemeton-Methyl(166), Terbufos(167), Fenpyroximate(193), Haloxyfop(194), Chlorpropham(201), Esfenvalerate(204), Imidacloprid(206), Methoxyfenozide(209), Pyraclostrobin(210), Fludioxonil(211), Metalaxyl-M(212), Trifloxystrobin(213), Dimethenamid-P(214), Fenhexamid(215), Indoxacarb(216), Novaluron(217), Sulfurylfluoride(218)

また、乾燥チリペッパーの残留基準値案については、ステップ8に進めることで合意された。

議題8. 農薬のMRLについて本部会が適用するリスク分析の原則案

前回部会において一部修正が加えられ、昨年7月の総会で採択された原案について審議を行い、更なる文言の修正及び付属文書に脂溶性農薬に関する記述とステップ5/8の活用の条件及び手続きを加え、ステップ8として次回総会に付すことについて合意された。

議題12. より安全な代替農薬の各国基準を暫定コーデックスMRLとして検討するためのパイロットプロジェクトの評価

議題13. コーデックスMRLの策定手続きの改定原案（暫定MRL設定に関して）

部会としては、今後暫定コーデックスMRLとして検討するためのパイロットプロジェクトは継続しないことで合意された。

このため、MRLの策定手続きの改定の必要性はないものとされたが、ステップ3で JMPR から新たにMRLが勧告された場合、JMPRにおいて摂取量の懸念が示されず、かつ JMPR 報告書が部会審議の遅くとも2ヶ月前までに公表されれば、それらをステップ5/8に進めることについて合意された。（議題8参照）

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 38 回食品添加物・汚染物質部会

日時 : 2006 年 4 月 24 日 (月) ~ 4 月 28 日 (金)

場所 : ハーグ (オランダ)

仮議題

1.	議題の採択
2.	記録者の指名
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4.	FAO/WHO からの関心事項
(a)	第 65 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)
(b)	ADI 及びその他の毒性学上の勧告の変更による作業
食 品 添 加 物	
5.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認・改訂
6.	コーデックス食品添加物一般規格(GSFA)の検討
(a)	GSFA 前文
	GSFA 前文の改訂案
・	GSFA の作業原則に関する作業部会の報告
・	GSFA の作業原則に関する作業部会会合の報告
(b)	GSFA における食品添加物使用基準の検討
・	GSFA に関する検討に対する情報提供及び支援のための作業文書
・	GSFA に関する特別作業部会の報告
	更に検討を必要とする食品添加物
・	電子作業部会の報告
	食品への光沢剤使用における食品添加物事項に関する討議資料
7.	香料のガイドライン策定に関する討議資料
8.	加工助剤一覧：更新リスト
9.	食品添加物の国際番号システム (INS)
(a)	コーデックス分類名及び国際番号システム (CAC/GL36-1989) の改訂原案
・	コーデックス及び JECFA で使用される用語の統一に関する作業部会の報告
(b)	INS への追加／修正の提案

10.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	第65回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	規格に関する特別作業部会の報告
汚 染 物 質	
11.	コーデックス規格における汚染物質の最大基準値の承認・改訂
12.	食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格(GSCTF)の検討
(a)	汚染物質及び毒素に関する特別作業部会の報告
(b)	食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格(GSCTF)
13.	食品及び飼料中のカビ毒
(a)	乾果のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための行動規範の付表原案 (ステップ4)
(b)	アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオのアフラトキシン汚染の分析のためのサンプリングプラン原案 (ステップ4)
(c)	未加工及び加工アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオにおける総アフラトキシンの最大基準値案及び原案 (ステップ7及び4)
・	加工アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ中のアフラトキシン最大基準値の提案に関する討議資料
(d)	ブラジルナッツ中のアフラトキシン汚染に関する討議資料
(e)	デオキシバレノール(DON)に関する討議資料
(f)	ワイン中のオクラトキシンA (OTA) の最大基準値に関する討議資料
(g)	コーヒー及びココアにおけるオクラトキシンA汚染に関する討議資料
14.	食品中の産業及び環境汚染物質
(a)	魚中の鉛の最大基準値案 (ステップ7)
・	魚中の鉛の最大基準値に関する討議資料
(b)	カドミウムの最大基準値案 (ステップ7)
(c)	食品及び飼料中のダイオキシン及びダイオキシン類似 PCB 汚染の防止及び低減のための行動規範原案 (ステップ4)
(d)	植物たんぱく質酸加水分解物(酸-HVP)及び酸-HVPを含む製品の製造過程におけるクロロプロパノール低減のための行動規範原案 (ステップ4)
(e)	植物たんぱく質酸加水分解物を含む液体調味料中の3-クロロプロパンジオール(3-MCPD)の最大基準値原案 (ステップ4)

・	植物たんぱく質酸加水分解物を含む製品及びクロロプロパノールを含む他の製品に関する討議資料
	スズの最大基準値原案（ステップ4）
(f)	アクリルアミドに関する討議資料
(g)	PAH（多環芳香族炭化水素）汚染に関する討議資料
(h)	魚類中のメチル水銀のガイドライン値に関する討議資料
(i)	国際貿易において使用される食品中の放射性核種のガイドライン値改訂原案（ステップ4）
(j)	JECFA による評価への食品添加物、汚染物質及び自然毒の優先評価リスト
15.	その他の事項及び今後の作業
16.	乾燥イチジク中のアフラトキシン最大基準値策定に関する討議資料
(a)	次回会合の日程及び開催地
17.	報告書案の採択
18.	

※ 標記会合に先立ち、2006年4月20日（木）に「食品添加物の一般規格（GSFA）の作業原則に関する作業部会」、21日（金）に「GSFAに関する特別作業部会」、22日（土）に「食品中の汚染物質及び毒素に関する特別作業部会」及び23日（日）には「コーデックス及びJECFAで使用される用語の統一に関する作業部会」及び「食品添加物の規格に関する特別作業部会」が開催される予定。

第 38 回 Codex 食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) の主な検討議題 (食品添加物)

日時：2006 年 4 月 24 日 (月) ～28 日 (金)

場所：ハーグ (オランダ)

主要議題の検討内容

議題 6 コーデックス食品添加物一般基準 (GSFA) の検討

(a)GSFA 前文等の改訂案

GSFA に掲載されている添加物規定と、個別の食品規格 (CS) に掲載されている添加物規定とが大きく乖離していることから、現在、添加物規格の統一に向けた検討が進められている。

前回の本部会での議論を踏まえ、中国の主導による電子作業部会が結成され、以下に示す内容について討議資料をとりまとめることとされた。

- ① 以下の基準を考慮した、GSFA に係る作業の管理方法の見なおし
 - 1) GSFA は総会で採択された他のコーデックス基準との整合性を図る。
 - 2) GSFA への組込みは透明性を保った手段で行なわれる。
 - 3) GSFA は公正かつ統一性をもった方法で作成される。
 - 4) 作業原則の変更は作業を遅らせるものではなく、加速させるものでなければならない。
- ② GSFA への添加物規定の追加、見直しの手順に付属する文書の作成
- ③ (添加物に関する規定を 1 カ所にまとめることを目標として) GSFA と個別食品規格との関係を分析し、個別食品規格中の規定を GSFA へ移行する方法の選択肢の提示
- ④ これらに対応した、コーデックス手続きマニュアル (Codex Procedural Manual) の改訂案の提示

今回の討議資料は、上記②、③、④の事項に対応する 3 つのパートから成っている。

パート 1 は、上記②の事項に対する記述であり、付表 1 により GSFA の添加物規定の追加、見直しについての考え方を「ディシジョンツリー」及びその説明文書として提示している。

パート 2 は、上記③の事項に対する記述である。付表 3 は GSFA と CS の関係を記載している。

作業部会において GSFA と CS の関係を分析した結果、

A. 1 つの CS と 1 つ (あるいは複数) の GSFA 食品区分が一致する場合

B. 1 つの GSFA 食品区分が複数の CS (及び規格外食品) にまたがる場合

の 2 つの場合に分けられることから、各々の場合にわけ、GSFA に各 CS の添加物規定を取り込む方法を提案している。A については CS の規定を GSFA に収載する案が示されるとともに、B については、以下の選択肢が提案されている。

提案 1 CS の規定を、対応する GSFA の食品区分に収載し、必要に応じ GSFA で検討を行っていく。

提案2 CSの規定をGSFAの付表として記載した後、各食品部会でCSの対象範囲をGSFAの食品区分に整合させたものからGSFAに記載する。

パート3は、上記④の事項に対する記述であり、コーデックス手続きマニュアルにおける「Format for Codex Commodity Standards, Section on Food Additives」について、パート2Bの提案1に対応した改正案が提示されている。

本件については、本部会に先立ち開催される作業部会報告に基づき検討されることとなっている。

(注) GSFAの構成

a) 前文

b) 付属文書

A JECFAのADIから最大使用量を検討するためのガイドライン

B 食品分類システム

c) 食品添加物規定

表1 食品添加物ごと(アルファベット順)の使用基準

表2 食品のカテゴリー別に整理した食品添加物の使用基準

表3 一般にGMP条件下において使用の認められている食品添加物

今回の討議資料では、食品添加物の規定に関し、個別食品規格(CS)とGSFAとの関係を明確にする必要性やGSFAに組み込む添加物規定の策定手順の明確化、また、GSFA前文、コーデックス手続きマニュアル、添加物使用の一般原則間の不整合な部分が分析され、統一が図られるなど、GSFAの現状と問題点が明確になっていると考えられ、最終的なとりまとめに向けた作業に注目していく必要がある。我が国としては、GSFAは食品衛生上の問題がない限り、我が国をはじめ多くの国々における使用基準を包含したものになるべきであると考えており、検討に際しては、必要に応じて意見の表明を行う等、引き続き適切に対応してまいりたい。なお、上記パート2Bについては、添加物の規定に関しCCFACにおいて一元的に検討が行えること等の実現可能性を踏まえ、提案1が適当であると考ええる。

(b)GSFAの改正案について

米国の主導による電子作業部会の作成したGSFA表1、2及び3の改正案について検討する。

我が国の規制や使用実態が反映されるよう努めるとともに、必要に応じ技術データの提供を行うこととしたい。

(c)食品への光沢剤使用における食品添加物事項

光沢剤等の表面処理剤は、さまざまな食品区分において使用されており、GSFAにおいては各々の食品区分ごとに規定が定められている。これはGSFAを使用する側にとってわかりにくいと考えられることから、前回の本部会において、光沢剤の規定を統一的な形式にすることを目的とした検討を行うこととされた。

今回、提示されている選択肢は以下のとおり。

提案1 既存の食品区分システム(FCS)を変更しない。

提案2 食品でない光沢剤、表面処理剤等について新しい食品区分を設定する。

提案3 食品でない光沢剤、表面処理剤等について食品区分12.0(塩、スパイス、ソースなど)の下にサブカテゴリーとして設定する。

提案4 各々の食品区分の下にサブカテゴリーとして設定する。

提案5 卵のマーキングインク等については、摂食される食品にほとんど残らず、コーデックスの添加物の定義にあわないと考えられるため、GSFAから削除する。

光沢剤等に関する規定の形式を統一する必要性については理解できることから、提案2～4のうち妥当なものになると考える。

議題7 香料のガイドライン策定に関する討議資料

前回の本部会において、香料をコーデックスシステムに取り込むべく、新たに香料使用のための指針を策定することとされ、米国の主導による電子作業部会が、「フレーバー」に関する様々な用語と定義を考慮した指針の策定に関する討議文書及び本作業を本部会の作業事項として総会に提案するための文書を用意することとされていたもの。

FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）においては、これまでに約1600の香料について安全性の評価を終了しており、コーデックスシステムの中に組み込むための作業の必要性については一般的に理解できると考えること及び諸外国での香料の使用実態の情報となることから、情報の収集に努めることとしたい。

議題8 加工助剤一覧表の更新について

加工助剤は食品の製造工程で使用されるが最終食品に含有されないことから、GSFAには含めないこととされており、前回の本部会においてその取扱いについて議論のなされたところ。その結果、最新版の加工助剤の一覧表をニュージーランドが作成し、今回の本部会に提示することとされていたもの。

加工助剤の一覧表は、食品衛生上のシステムが未成熟な国々にとっては有益な情報であること、また、我が国にとっても諸外国での加工助剤の使用実態の情報となることから、情報収集に努めることとしたい。

議題9 食品添加物の国際番号システム（INS）

食品添加物の国際番号システムは、添加物の特定のために用いられる国際的な番号システムである。そのガイドラインである"Class Names and International Numbering System for Food Additives (CAC/GL 36-1989)"中の Section 2 "Table of Functional Classes, Definitions and Technological Functions"については、これまで改訂が行われていないことから、前回の本部会において更新・改訂を行うこととされた。

本件については、本部会に先立ち開催される作業部会報告に基づき検討される。

(注) INS ガイドライン (CAC/GL 36-1989) の構成

1. 前文
2. 機能クラス、定義、サブクラス
3. INS リスト (番号順)
4. INS リスト (添加物名順)

GSFA 等に使用されているが本ガイドラインに反映されていない添加物の機能等については、適切にガイドラインに収載されるよう適宜対処するとともに、情報収集に努めることとしたい。

議題 10 食品添加物の同一性及び純度に関する規格

第 65 回 JECFA において規格及び暫定規格が検討された添加物（添加物 14 品目、香料 138 品目）について、JECFA 報告及び本部会に先立ち開催される作業部会報告に基づき検討される。

JECFA の評価結果は、今後、我が国における添加物の成分規格改正の際に参考となるため、情報収集に努めることとしたい。また、必要に応じ、個別添加物に関して我が国が有しているデータを提供してまいりたい。

第 38 回 Codex 食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) の主な検討議題 (汚染物質)

日時：2006 年 4 月 24 日 (月) ～28 日 (金)

場所：ハーグ (オランダ)

主要議題の検討内容

1. 食品中の汚染物質及び毒素に関する Codex 一般規格 (GSCTF) の検討

汚染物質・毒素に関しては、食品中の汚染物質及び毒素の一般規格 (GSCTF) において、CCFAC における検討の規準や一般的原則が定められており、今回の部会では、以下のものが検討される。

- ① 食品中の汚染物質及び毒素の Codex 一般規格 (GSCTF) の検討に資するための作業文書
既に採択済み及び現在策定中の汚染物質の最大基準値について一覧表に取りまとめられ、GSCTF の検討のために毎年更新されて部会へ提出されるもの。我が国及びオランダで作成。
 - ② 食品中の汚染物質及び毒素の Codex 一般規格 (GSCTF)
GSCTF の中に既に採択された汚染物質毎の最大基準値一覧表を、一覧表 1 として編入し、その他必要な修正を加えたもの。将来的には、食品分類毎の汚染物質の最大基準値一覧表が、一覧表 2 として編入される予定。
- 昨年まで GSCTF に編入するための一覧表 1 の様式や内容について当部会で検討しており、本年は一覧表 1 を組み込んだ GSCTF について検討される。一覧表 1 は我が国とオランダが作業文書をこれまで作成しており、原案を支持する立場で部会での議論に貢献していく。また、上記①の作業文書については、引き続き我が国がオランダと協力して更新を行う。

2. 食品中のカビ毒、汚染物質の汚染防止及び低減等のための実施規範

汚染物質・毒素のリスク管理については、生産、調製、保管、製造、流通等の過程を通じて汚染の防止及び低減を図ることが有効である。

今回は、以下の実施規範が検討される。

- ① 乾果のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための行動規範の付表原案 (ステップ 4)
 - ② 食品及び飼料中のダイオキシン及びダイオキシン類似 PCB 汚染の防止及び低減 (ステップ 4)
 - ③ 植物たんぱく質酸加水分解物 (Acid-HVP) の製造過程中及び Acid-HVP を含む製品のクロロプロパノールの低減 (ステップ 4)
- 基本的な考え方として、汚染物質の全体的な低減につながるものであることか

ら、科学的な議論を踏まえた上で早急に採択されることが必要。

- 主な議題として、植物たんぱく質酸加水分解物（Acid-HVP）の製造過程及び Acid-HVP を含む製品のクロロプロパノールの低減のための実施規範原案がある。Acid-HVP の製造条件を変更し、Acid-HVP を含む製品のクロロプロパノール類濃度を低くすることは、消費者の健康を保護する観点から望ましいことであることから、日本としても産業界から製造技術に関する情報を収集し、より実践的で効果のある規範の作成に貢献する考え。このような観点から、以下の内容のコメントを提出する予定。
 - － 製造条件の変更により、製品中のクロロプロパノール類を低減することが可能である。ただし、達成可能な濃度については、技術的な可能性、製造条件の変更による製造コストの増大、官能的特徴の変化等に配慮することが必要。

3. 食品中のカビ毒、汚染物質の最大基準値

以下の汚染物質について最大基準値が検討される予定。

- ① 未加工及び加工アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオにおける総アフラトキシン（ステップ7及び4）
 - ② 魚類中の鉛（ステップ7）
 - ③ カドミウム（ステップ7）
 - ・精米、海産二枚貝、頭足類
 - ④ 植物たんぱく質酸加水分解物を含む液体調味料中の 3-クロロプロパンジオール（3-MCPD）（ステップ4）
 - ⑤ 缶詰食品（飲料を含む）中のスズ
 - ⑥ 放射線核種のガイドライン（ステップ4）
- 基本的な考え方として、適切に実施された実態調査によるデータ等に基づき、科学的に基準値を検討することが重要であり、我が国としてもデータの提供等に積極的に貢献していく。
 - 主な議題として、カドミウムの最大基準値案については、以下の理由により現行の精米の基準値案（0.4mg/kg）を支持する。
 - － 我が国では、ALARA の原則（合理的に達成可能な範囲でできる限り低く設定すること。具体的には毒性学の見地から受け入れ可能であれば、食品の生産及び貿易・取引における不要な中断を避けるため、最大基準値は最新の十分な技術を用いて生産された食品の通常の変動幅よりやや高いレベルに設定されること）に照らして0.4mg/kg が適当な水準であり、より低い値は地質学的な性質（火山地帯等）により元来土壌中のカドミウム濃度が高いことから達成は困難と考えられること。
 - － 我が国で行った摂取量調査によれば、コメの基準値を0.4 mg/kg としても、総カドミウム摂取量の95パーセンタイル値はPTWIを超えないこと。
 - － 第64回 JECFA の摂取量評価において、現行の基準値案（精米については0.4mg/kg）とその上下の値（精米については0.2mg/kg、0.3mg/kg 及び0.5mg/kg）によるカドミウム総摂取量への影響は極めて小さく、人の健康上のリスクの観点から影響はほとんどないと結論づけられたこと。

- － ALARA の原則に則って、JECFA の評価に基づいて基準値を設定することは、「食品中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」及び「CCFAC に適用されるリスクアナリシスの原則」に規定されていること。

4. 食品中のカビ毒、汚染物質に関する討議資料

各種のカビ毒や汚染物質について、最大基準値及び汚染防止・低減等に関する実施規範の策定作業を開始するに当たり、各国の汚染実態データ、汚染低減の方法に関する情報、各国の基準値やガイドラインレベルに関する情報、サンプリング方法や分析法に関する情報などを収集し提供するもの。

本部会では、以下の討議資料について検討される予定。

- ① ブラジルナッツ中のアフラトキシン汚染
- ② ワイン中のオクラトキシンAの最大基準値
- ③ コーヒー及びココア中のオクラトキシンA汚染
- ④ デオキシニバレノール (DON) 汚染
- ⑤ 魚中の鉛の最大基準値
- ⑥ 植物たんぱく質酸加水分解物を含む製品及びクロロプロパノールを含む他の製品
- ⑦ アクリルアミド
- ⑧ 多環芳香族炭化水素 (例えばベンツピレンなど)
- ⑨ 魚類中のメチル水銀のガイドライン値

- 基本的な考え方として、我が国の実情を反映するため、汚染実態データや関連する情報の提供を積極的に行う。
- 主な議題として、魚類中のメチル水銀のガイドライン値に関する討議資料については、魚食に関連する全ての要因（特にリスクとベネフィット）を考慮すれば、現在のメチル水銀のガイドラインレベル（捕食性大型魚 1 mg/kg、その他の魚 0.5 mg/kg）をより低くすることは現実的ではなく、最も影響を受けやすい妊婦などを保護するための魚食に関する国際的なガイドラインを検討すべきである。その際、魚食が敬遠されることにより栄養学的な利益が失われることがないように、消費者に対するリスクコミュニケーションについて情報を提供すべきとしている。これらの検討については日本の経験を積極的に紹介し、貢献する立場で対処する。

なお、以下の点については、我が国の考えを反映すべく、積極的に議論に参画する。

- － 国際基準値の対象魚の明確化については、魚種を国際貿易に影響あるものに絞ること。
- － 自国の消費量を反映した魚食に関する適切な摂食指導ができるようメチル水銀の実態調査のデータベースを作成すべきであること。
- － 国際的な低濃度魚種リストの作成に関しては、消費量が多ければ低濃度魚種でもメチル水銀の摂取量が多くなることがあるため、低濃度魚種リストを作成するよりは、上記データベースを活用し、自国の消費量を反映した魚食に関する適切な摂食指導を行うほうがより有効であること。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 34 回食品表示部会

日時 : 2006 年 5 月 1 日 (月) ~ 5 月 5 日 (金)

場所 : オタワ (カナダ)

仮議題

1.	議題の採択
2.	部会に付託された事項
a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	付属書 2 の改訂案：表 3 (ステップ 7)
b)	付属書 2 の改訂原案：表 1 (チリ硝石) (ステップ 4)
c)	付属書 2 に係る資材評価の手順に関する検討
5.	遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の改正案 (遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品の表示に関する勧告案)：定義 (ステップ 7)
b)	遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定 (ステップ 4)
6.	包装食品の表示に関する一般規格の改正原案：原材料の量に関する表示 (ステップ 4)
7.	トランス脂肪酸の定義原案 (ステップ 4)
8.	広告に関する討議資料
9.	その他の事項及び今後の作業並びに次回会合の日程及び開催地
10.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2006 年 4 月 29 日 (土) に「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインに関する作業部会」が開催される予定。

第 3 4 回食品表示部会 (C C F L) の主な検討議題

日時：2006年5月1日(月)～5月5日(金)

場所：オタワ(カナダ)

主要議題の検討内容

議題 4 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン： 使用許可資材の見直し(ステップ7) 他

「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」(GL 32-1999, Rev. 1-2001)の付属書2に関し、食品添加物・汚染物質部会での作業の反映(ステップ7)及び使用許可資材の評価のための手順書作成を行っている。

使用可能な食品添加物リストの改訂と上記の手順書作成のため、二つの電子作業部会が設置されており、部会に先立ち、4月29日(土)にワーキング・グループが開催される予定となっている。

我が国としては、手順書がガイドライン第5章で示されている基準と整合性の取れたものとなるよう対応したい。

議題 5 b) 遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定(ステップ4)

本ガイドライン策定については、1993年以降議論してきているものである。前回の第33回部会では「消費者の健康や安全に影響があるものへの義務表示」と「生産方法に係る任意表示」の二つに分けることをカナダが提案したが、コンセンサスが得られず、カナダによる電子作業部会が設置されることになった。電子作業部会においては、カナダによる修正案に対し、作業部会参加国及びNGOがコメントを提出したが、第33回部会で検討したテキストに戻って議論すべきとする国も多く、進展は見られなかった。

我が国としては、「生産方法に係る任意表示」は企業の独自判断に委ねるのではなく、各国の判断により法令に基づき行うべきであることを引き続き強調すると共に、コンセンサスに向けた努力をすべきであるとの立場で対応したい。

議題 6 包装食品の表示に関する一般規格の改正原案：原材料の量に関する表示(ステップ4)

第28回部会(2000年)よりIACFOの勧告を基に「包装食品の表示に関する一般規格」(Codex Stan 1-1985(Rev. 1-1991))の「原材料の量に関する表示」

(5. 1) について、表示対象の拡大を検討している。

我が国としては、原材料の量（使用割合）に関する表示は消費者への情報提供の観点から重要であるが、全ての食品について表示を義務づけなければならないものではなく、食品の特徴付けにとって必須のものであり、かつ、当該国の多くの消費者が当該原材料の使用量の多少が製品の品質を判断する上で重要であると考えているものについて、具体的に各国において規定するものとするの方針で対応したい。

議題7 トランス脂肪酸の定義原案（ステップ4）

前回本部会において、修正されたトランス脂肪酸の定義案を収載するために、「栄養表示に関するガイドライン」及び「包装食品の表示に関する一般規格」を改訂することが、第28回総会に新規作業として承認された。

「包装食品の表示に関する一般規格」には、これまで個別の栄養素の定義は含まれておらず、トランス脂肪酸の定義もここにはなじまないと考えるが、トランス脂肪酸の定義案を「栄養表示に関するガイドライン」に収載することについては、支持する方向で対応したい。

議題8 広告に関する討議資料（資料未着）

第26回総会（2003年）において、「栄養・健康強調表示の使用のためのガイドライン」を検討する中で、栄養及び健康強調表示に関連する広告のための定義を作成することを検討するよう本部会に対して求められた。前回本部会では、時間的制約で細部に及ぶ議論は行われなかったが、広告は各国が規制すべきものであり、本部会で議論すべきでないという意見と、食品広告が世界規模になっている現状に鑑み、消費者保護の観点から、本部会で討議すべきとする意見が示された。

我が国は、後者について、「栄養・健康強調表示の使用のためのガイドライン」における広告の定義に限って議論すべきとして支持しており、本部会においても同様の方針で対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 16 回食品残留動物用医薬品部会

日時 : 2006 年 5 月 8 日 (月) ~ 5 月 12 日 (金)
 場所 : カンクン (メキシコ)

仮議題

1.	議題の採択
2.	報告者の選任
3.	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
4.	FAO/WHO からの関心事項
(a)	第 66 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの報告
5.	動物用医薬品の登録に係わる技術的要求事項の国際調和を含む OIE の活動報告
6.	動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) の検討
(a)	動物用医薬品の MRL 案 (ステップ 7)
(b)	動物用医薬品の MRL 案 (ステップ 6)
(c)	動物用医薬品の MRL 原案 (ステップ 4)
(d)	動物用医薬品の MRL 原案 (ステップ 6 及びステップ 3)
7.	食品中の残留動物用医薬品の管理に関する規制プログラム確立のためのガイドライン改正原案
8.	食品中の残留動物用医薬品の管理に関する規制プログラム確立のためのガイドライン改訂原案 Part 1、2、3
9.	食品残留動物用医薬品部会におけるリスク評価方針を含むリスク管理手法
10.	食品中の残留動物用医薬品の分析法
11.	動物用医薬品の評価及び再評価の優先順位リストの検討
(a)	CL2005/43—RVDF に対するコメント
(b)	MRL (最大残留基準値) 及び ADI (一日許容摂取量) が設定されていない動物用医薬品の残留に関する作業部会の報告
12.	その他の事項及び今後の作業
13.	次回会合の日程及び開催地
14.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2006 年 5 月 7 日 (日) に「優先順位及び分析・サンプリング法に関する作業部会」が開催される予定。

第 16 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) の主な検討議題

日時 : 2006 年 5 月 8 日 (月) ~ 5 月 12 日 (金)

場所 : カンクン (メキシコ)

主要議題の検討内容

議題 6 : 動物用医薬品の MRL (最大残留基準値) の検討

- ・ 牛乳中のピルリマイシンの MRL (ステップ 7) については、乳製品製造時のスターターカルチャーへの影響は考慮すべきではなく、あくまで安全性の観点から検討されるべきとの立場でコメントを既に提出しているところである。また、わが国については、既に、食品健康影響評価及び TMDI (理論最大一日摂取量) 評価に基づき、安全性の観点から残留基準 (0.3 ppm) が設定されている。安全性以外の観点から定められた原案の残留基準値 (0.1 ppm) は、不必要な乳の廃棄を招くことも踏まえ、安全性の観点から残留基準値が設定されるよう対処したい。
- ・ 塩酸ラクトパミン (ステップ 4) については、我が国では JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) の評価も配慮しつつ、既に食品安全委員会において ADI (一日許容摂取量) の評価・設定がなされ、MRL が設定されていることから、JECFA の勧告に基づく原案 (国内 MRL と同じ値) を支持する立場で対処したい。

議題 7 食品中の残留動物用医薬品の管理に関する規制プログラム確立のためのガイドライン改正原案 (ステップ 4)

本ガイドラインの改正については、ニュージーランドの主導により作業が進められてきたところ。リスク分析の原則を取り入れ、魚や蜂等を含む食品供給目的に飼養される全ての動物に適用できる汎用性のある規定を作成することを目標としている。

残留動物薬の管理は、生産段階における動物用医薬品の適正使用が重要であるとする点については、基本的に原案を支持するが、前回本部会において提示された原案においては、貿易の円滑化に過度に配慮した記述がなされており、これを削除した経緯もあることから、今回も、食品の輸入国である我が国にとって、食品の安全を確保する上で好ましくない事項が記載されることのないよう対処したい。

議題 9 食品残留動物用医薬品部会でのリスク評価方針を含む、リスク管理手法
前回本部会において、作成に当たってはリスクコミュニケーション戦略についても検討すべきとの議論がなされたこと等に基づいて改正案が提示されている。

我が国としては、第26回コーデックス総会の要請(ALINORM 03/41, パラ147)に基づき、リスク分析の全ての要素を含む文書を作成すべきとのコメントを既に提出しているところであり、本趣旨が達成されるよう対処したい。

議題 11 動物用医薬品の評価及び再評価の優先順位リストの検討

(b) MRL (最大残留基準)及びADI (一日許容摂取量)が設定されていない動物用医薬品の残留に関する作業部会の報告

前回本部会で作業部会の設置が了承されたものである。今次会合では、加盟各国におけるMRL/ADIが設定されていない動物用医薬品の取り扱いに関して情報提供がなされる予定であることから、情報収集に努め適宜対処したい。

なお、我が国では、MRL/ADIが設定されていない動物用医薬品は、本年5月29日より施行される「ポジティブリスト制度」においては、「一律基準」による対応がなされることとなっている。特に、東南アジア諸国において本制度への関心が高いことを踏まえ、質問等がなされた場合、適切に対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 27 回分析・サンプリング法部会

日時 : 2006 年 5 月 15 日 (月) ~ 5 月 19 日 (金)

場所 : ブダペスト (ハンガリー)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	承認できる分析法の評価規準
a)	承認できる分析法の評価ガイドライン案 (ステップ 7)
b)	分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン原案 (ステップ 4)
4.	手続マニュアル中のコーデックス分析用語の見直し
5. a)	コーデックス規格の分析法条項の承認
b)	微量元素分析法の分析法評価規準への変換
6.	バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する試験法の規準
7.	ダイオキシン類及び PCB 類の定量のための分析法
8.	IUPAC/ISO/AOAC の外部精度管理に関するプロトコルの改訂
9.	サンプリングの不確かさ
10.	分析法に関する国際機関間会合の報告
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2006 年 5 月 13 日 (土) に「分析法の承認に関する作業部会」が開催される予定。

第 27 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の主な検討議題

日時：2006 年 5 月 15 日（月）～5 月 19 日（金）

場所：ブダペスト（ハンガリー共和国）

主要議題の検討内容

議題 3 承認できる分析法の評価規準

a) 承認できる分析法の評価ガイドライン案（ステップ 7）

本ガイドラインは、適切な分析法として認定するための具体的な要件と、その手段を示す指針として各国で利用されることを目的として策定中の文書である。前回の部会では、ガイドラインが加盟国対象であることを確認するなどいくつかの進展が見られたが、多くのコメントが出されたため、ステップ 6 に戻された。その後、ニュージーランドを中心とした作業部会が修正案を作成し、各国に意見が求められた。

科学的に合理的で、円滑に適用可能なガイドラインが作成されよう対処したい。また、本ガイドラインで用いる用語の定義については、議題 4 で行われるコーデックスで用いられる分析用語の見直しと整合性をとる必要がある点を留意したい。

b) 分析（試験）結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン原案（ステップ 4）

本ガイドラインは、輸出国と輸入国で分析結果が異なる場合に生じる紛争を解決するための手順を示すものである。前回部会では、フランスが作成したガイドライン原案について検討が行われたが、多くのコメントが出されたため、ステップ 3 に戻しコメントを求め、フランスを中心とした作業部会が改訂原案を作成することとされた。今次部会では、作業部会が作成した原案について議論がなされる。

どの試料を用いるのか、何について試験するのか、それぞれのケースでどのステップに進むのかなどの手順や規制当局と試験機関との役割の違いが明確なガイドラインが作成されるよう対処したい。

議題 5 a) コーデックス規格の分析法条項の承認（資料未着）

他の部会で作業中の規格案等において用いられている分析法条項について検討を行うものである。穀類豆類部会で作成中の即席麺の規格案で用いられる水分測定法に関し、我が国の提案した分析法が提案される。当該分析法が採用される方向で対処したい。

議題6 バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する試験法の規準（資料未着）

バイオテクノロジー応用食品に関する分析法を選定する際の規準及び分析を実施する試験機関の精度管理についての検討である。前回部会では、いくつかのコメントが出されたため、ドイツ及びイギリスを中心とした作業部会が、各国のコメントを踏まえ文書を改訂することとした。

重量ベースでの含有率の測定に関しては、我が国で開発された粒ベースでの検査法が適用可能であることを踏まえ対処されたい。